

見島滞在型観光促進事業
委託業者選定公募型プロポーザル実施要領

一般社団法人萩市観光協会

1. 目的

この要綱は、萩市観光協会が行う令和6年度見島滞在型観光促進事業を委託する者を決定するための公募について必要な事項を定める。

2. 企画提案の概要

特定有人国境離島地域における滞在型観光を促進するため、旅行者の滞在時間を延ばす効果が期待される魅力的な見どころをモニターすると同時にプロモーションを実施し、見島の新たな滞在プランの提案や、見島の魅力を発信していくことを目的とする。

(1) 業務名

見島滞在型観光促進事業

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）

(4) 委託料の提案上限額

総額2,621,000円

（消費税及び地方消費税、諸経費含む。個人事業主の場合は、源泉徴収税含む）

提案価格見積書の提出にあたっては、上記の上限額の範囲内において価格を算出すること。見積金額が公告に記載する提案価格の上限額を超える場合については、評価の対象としないため注意すること。

3. プロポーザルの方式

公募型

4 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないこと。
- (2) 書類提出時において、国税及び地方税について滞納がないこと。
（特別な理由により延納、徴収猶予を承認されている場合を除く。）
- (3) 経営に実質的に関与している者及び使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。

- (4) 日本国内に本社もしくは拠点事務所を有し、行政又は民間の事業運営当事者として又はそこからの発注で、全国に及び地域や離島の活性事業の実績を有す者であること。

5 企画提案に係る提出書類

- (1) 事業者概要 1部 (任意様式(会社パンフレットでも可))
(2) 企画提案書 5部 企画内容について詳細に記入するとともに、スケジュール表、見積書を含めるものとする。

【見積書について】

件名：令和6年度 見島滞在型観光促進業務

宛名：一般社団法人 萩市観光協会 会長 阿川仁海

- (3) その他留意事項

ア 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とし、提出された企画提案書等は返却しない。

イ 参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は無効とするとともに、選定の取り消しを行うことがある。

ウ 企画提案書は1者につき1案とする。

6 提出方法及び提出期限

- (1) 参加表明書(様式第1号)

令和6年8月9日(金) 17時(必着)

提出方法：持参又は郵送、メールに添付

- (2) 企画提案書

令和6年8月20日(火) 17時(必着)

提出方法：持参又は郵送

7 提出先・お問合せ先

〒758-0041 山口県萩市大字江向 602 番地 萩・明倫学舎3号館1階

一般社団法人萩市観光協会 担当：世良

TEL 0838-25-1750 FAX 0838-25-2073 Mail info@hagishi.com

8 質問の受付

- (1) この実施要領について質問がある場合は、質問書(任意様式)を作成し、令和6年8月9日(金)17時までに7の提出先・問合せ先にメールにて提出すること。
(2) 参加表明者全員にメール等で回答する。

9 選考

- (1) 選考方法

選定委員会による書面審査により、提案内容の評価が最も高い提案を行った事業者を優先契約交渉業者に選定する。

- (2) その他

審査結果に対して異議を申し立てることはできないものとする。

10 審査項目

審査項目	審査基準	内 容
業務経歴	同種又は類似業務の実績	○過去に同種業務又は類似業務の実績があるか。
業務実施体制	管理責任者・担当者	○同種業務又は類似業務の実績があるか。確実に業務が実行できるか。
企画提案書に対する評価	事業の実施方針	○事業実施効果の最大化を図るための運営方法について具体的かつ的確な提案がなされているか。
	目標設定	○本事業目的を達成するための効果的かつ実現可能な目標設定がなされているか。
	効果測定及び分析	○取得したい成果を理解し、具体的な提案内容となっているか。
	経費	○委託料の上限額の範囲内であり、費用対効果が見込まれる内容か。
	総合評価	○企画提案から受ける全体的な印象はどうか。 ○一般的に企画提案の内容が理解できるもので、熱意、誠実さが感じられるか。

11 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案者全員に文書で通知する。

12 契約の締結

審査員による審査の結果、9により最も評価が高い事業者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。協議が不調のときは、9により順位付けられた上位の者から順に契約の締結協議を行う。

13 契約の解除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

- (1) 参加資格要件、企画提案書等に虚偽の記載等が発生したとき
- (2) 監督官庁による営業許可取消し、停止その他行政処分があったとき
- (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (4) 重大な違反があったとき
- (5) その他事業を継続し難い重大な事由が生じたとき

なお、受注者の都合により契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分

の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

14 スケジュール

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和6年7月30日(火) |
| (2) 参加表明書の提出期限 | 令和6年8月9日(金) 17時 |
| (3) 質問受付期限 | 令和6年8月9日(金) 17時 |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和6年8月20日(火) 17時 |
| (5) 審査結果の通知 | 令和6年9月上旬 |